

公 告

「災害時における河川災害応急復旧に関する協定【一般土木】」の公募について

標記について、協定締結を希望される方は、下記により申請書を提出してください。

令和7年1月17日

国土交通省関東地方整備局
霞ヶ浦河川事務所長
山本 陽子

記

1. 協定の目的

霞ヶ浦河川事務所の管理する河川施設等において発生した災害の応急復旧について、速やかに対応することを目的とします。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案） 別冊のとおり
- (2) 協定区間等 別紙「霞ヶ浦河川事務所管理区間」のとおり
- (3) 協定期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日
- (4) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、地震・洪水・水質事故等により発生した災害における河川応急復旧業務、アオコ発生時のアオコ回収業務、災害対策用機械（排水ポンプ車、照明車）の運搬・展開・操作業務を想定している。

3. 申請書類

- (1) 申請書 様式－1
 - (2) 技術資料 様式－2
 - (3) " 本社・本店から最寄りの直轄区間までの経路図（5万分の1程度の縮尺）
 - (4) " 建設機械・資材保有先位置図（5万分の1程度の縮尺）
- 注）技術資料は令和7年1月17日現在で作成すること。

4. 申請者の条件

関東地方整備局における一般競争参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件すべて満足する者としてします。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）

第70条および第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く）における令和7・8年度「一般土木工事又は維持修繕工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格のうち定期受付において申請を行い受理されている者で、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。（会社更生法「平成14年法律第154号」に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法「平成11年法律第225号」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争「指名競争」入札参加資格の再認定を受けていること。）

なお、本公募により災害時の協定締結を行った者は、本協定の令和7年度の協定開始日までに、「一般土木工事又は維持修繕工事」の令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者に認定がなされる者が条件となり、認定がなされない場合は、本協定が無効となる。

- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされているもの（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 災害協定に基づき施工業者等と請負契約を取り交わす時点において、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していること。また、当該法定外労働災害補償制度は、元請・下請を問わず補償できる保険であること。

なお、法定外労働災害補償制度には工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でも良い。

ただし、当該災害協定を締結する時点においては、施工業者等が法定外労働災害補償制度に加入していることを条件としない。

- (5) 上記2.（2）の「一般土木工事又は維持修繕工事」に認定されている者のうち、下記に示す指定市町村に建設業法に基づく本社・本店又は支店・営業所を有すること。

【茨城県】

取手市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、笠間市、つくば市、つくばみらい市、鹿嶋市、潮来市、稲敷市、かすみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、北相馬郡利根町

【千葉県】

成田市、香取市、銚子市、匝瑳市、旭市、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡東庄町、香取郡多古町

- (6) 平成21年度以降に、関東地方整備局管内の事務所発注工事で、元請けとして完成・引き渡し完了した工事の施工実績（5百万円以上）を有する事。

（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限

る。)

- (7) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事、維持修繕工事における令和4年4月1日～令和6年3月31日までの工事成績評定点の平均点が60点未満で無いこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 緊急時に重機等の手配・出動できる体制がとれること。
- (10) 緊急時に技術者や作業員等が出動できる体制がとれること。

5. 技術審査

(1) 申請書、技術資料の作成及び技術審査は以下の通りとする。

評価項目	審査基準	欠格要件
1) 本社、本店の所在地 (様式-2)	本社・本店又は支店・営業所が4.(5)に示す市町村に有している事。	本社・本店又は支店・営業所の所在地が指定外の市町村の場合欠格
2) 現場までの最短距離 (様式-2)	本社・本店又は支店・営業所から霞ヶ浦河川事務所管内までの最短距離	なし
3) 河川工事の施工実績 (様式-2)	平成21年度以降に、関東地方整備局管内の事務所発注で元請けとして完成・引渡し完了した工事の施工実績	実績が確認できない場合欠格
4) 緊急時における技術者等の確保人員 (様式-2)	他機関と協定を結んでいた場合に於いても、確実に当事務所の協定に基づく業務に配置出来る人員数	技術者、作業員が1人も配置出来ない場合欠格とする
	技術者数(1、2級土木施工管理技士、1、2級建設機械施工技士、技術士[建設部門、農業土木、森林土木、総合技術管理部門]の資格を有する者。)、RCCM	
	作業員数 自社技術者・自社作業員・協力会社作業員 災害対策用機械作業員	
5) 出動要請時に使用可能な建設機械の確保 (様式-2)	他機関と緊急時の出動要請が重なった場合でも使用可能な建設機械の確保台数	

<p>※それぞれの機種について、自社所有と協力会社等所有機械の内訳を確認する。（リース機械は協力会社等所有機械と同等とする）</p>	バックホウ 0.45m ³ 以上	バックホウ、ダンプトラックが確保出来ない場合欠格
	ブルドーザー 3 t 以上	
	ダンプトラック 2 t 車以上	
	クレーン 移動式 4.9 t 吊以上	
	台船 曳舟 クローラークレーン（台船搭載可能）	
<p>6) 応急復旧に使用可能な建設資材の確保状況（様式-2）</p> <p>※敷鉄板については自社所有と協力会社等所有の内訳を確認する。（リース品は、協力会社等所有と同等とする。）</p>	<p>自社保有の建設資材総量、及び当事務所の災害復旧時、確実に使用出る資材数量</p> <p>土砂</p> <p>砕石・栗石</p> <p>大型土のう</p> <p>敷鉄板</p>	なし
<p>7) 災害応急対策に関する他機関との協定締結状況（様式-2）</p>	申請時における他事務所、県及び市町村との協定の有無	なし
<p>8) 災害時の事業継続力の認定（様式-2）</p>	あり	なし
	なし	
<p>9) 災害協定に基づく活動実績（様式-2）</p>	霞ヶ浦河川事務所以外の協定に基づく実績あり	なし
	実績なし	

10) 災害対策用機械等の燃料等の運搬 (様式-2)	本局協定の燃料貯蔵場所から災害時に燃料が必要な現場への運搬可否について確認 ※可能な場合は協定書に記載します	応募資料を受け付ける
11) 過去2年間の工事成績評定点の平均点 (様式-2)	関東地方整備局(港湾空港関係を除く)発注工事の令和4年4月1日から令和6年3月31日までの工事までに完成した工事の工事成績評定点の平均点	平均点が60点未満の場合欠格
12) 法定外労働災害補償制度 (様式-2)	請負契約締結時に保険加入していること。	加入していない場合欠格
13) 出勤要請を行った場合の技術者出勤の可否 (様式-2)	所定の資格を有する技術者又は一般土木の点検業務、新設工事、修繕工事の実績を有する者を確保出来ること。	確保出来ない場合欠格
14) 出勤要請を行った場合の作業員出勤の可否 (様式-2)	作業員を確保出来ること。	確保出来ない場合欠格

注) 各様式の注意事項を熟読し、必要な資料を添付する事。

6. 申請書等の提出

(1) 提出期間および受付時間

令和7年1月17日(金)～令和7年2月7日(金)

8:30～17:15(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

(2) 提出場所

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

(3) 提出部数

紙による提出の場合は、1部(袋とじ)又は、電子メールによる提出の場合は、PDFとする。

(4) 提出方法

提出方法は、郵送の場合は書留郵便等の配達記録が残るものとし、また、持参による場合は(1)の受付時間内に限ります。なお、電送(ファクシミリ)、電子メールによるものも可とします。ただし、その際は必ず着信確認をすること。

電子メール 10M以内 ktr-kanri-kasumi@mlit.go.jp

FAX 0299-63-2498(管理課直通)

7. 問い合わせ

(1) 問い合わせ期間

令和7年1月17日（金）から令和7年2月3日（月）
8：30～17：15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

(2) 問い合わせ先

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510
国土交通省 関東地方整備局 霞ヶ浦河川事務所 管理課

TEL 0299-63-2418（直通）

FAX 0299-63-2498

(3) 問い合わせの方法

文書（FAX、メール可）による問い合わせのみを受け付け、回答についても文書（FAX、メール）にて行います。口頭・電話、での問い合わせは受け付けません。

8. 選定・締結等

- (1) 申請書、技術資料を審査の上、協定締結者を決定します。
- (2) 協定締結者については令和7年2月28日（金）以降に通知します。
- (3) 災害応急復旧業務等の対象区域は霞ヶ浦河川事務所管理区間全域としますが、技術資料を参考の上、出動要請をいたします。

9. 非締結に関する事項

- (1) 申請書、技術資料を提出した者のうち、協定を締結しなかった者に対しては締結しなかった理由（非締結理由）を霞ヶ浦河川事務所長より書面にて通知します。
- (2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日、祝日を除く）以内に、書面により霞ヶ浦河川事務所長に対して非締結理由の説明を求める事が出来ます。
- (3) (2)の書面の受付窓口、受付時間は次の通りです。

・受付場所：国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 管理課

〒311-2424 茨城県潮来市潮来3510

TEL 0299-63-2418（直通）

FAX 0299-63-2498

・受付時間：8：30～17：15（土曜日、日曜日、祝日を除く毎日）

- (4) (2)の書面は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けません。
- (5) (2)の非締結理由について説明を求められたときは、説明を求める最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面により回答します。

10. その他

- (1) 申請書、技術資料の作成等に要する費用は、提出者の負担とします。
- (2) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および技術資料の印刷物による請求には応じません。
- (3) 提出する申請書、技術資料は、当目的以外には使用することはありません。

- (4) 提出された申請書、技術資料は返却しません。
- (5) 技術資料に添付する図面は、5万分の1程度の地図（道路地図等でも可）に記入してください。なお、地図については提出者各自において用意してください。
- (6) 技術資料に虚偽の記載をしたものは、技術審査の対象としないと共に、協定締結後は協定を無効とします。
- (7) 本公告、協定書（案）、協定区間、申請書および調査票については、下記に示す当事務所のホームページ及び当事務所閲覧室にて閲覧が可能です。

◆霞ヶ浦河川事務所ホーム > 事務所からのお知らせ >

[事務所からのお知らせ](#) | [霞ヶ浦河川事務所](#) | [国土交通省](#) [関東地方整備局](#)

◆閲覧場所、期間および閲覧時間

【閲覧場所】

- ・国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所 1階総務課前閲覧室
(茨城県潮来市潮来3510)

【閲覧期間および時間】

上記、閲覧場所とも下記の通り

令和7年1月17日(金)～令和7年2月6日(木)

8:30～17:15までの間(土曜日、日曜日、祝日を除く毎日)

以 上